

平成25年6月19日

古賀市議会
議長 奴 間 健 司 様

文教厚生常任委員会
委員長 芝尾 郁恵

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第48号議案 古賀市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)の施行に伴い、国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行った場合に、市町村に対策本部の設置が義務づけられたことから、古賀市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を条例で定めるものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

1. 特措法第35条の組織についての規定、第1項で対策本部の本部長は、市長をもって充てることになっている。第2項で対策本部の本部員については、副市長、教育長、消防長又は、その使命する消防職員。第3項で、副本部長については、市長が指名すると定められている。
2. 現在、古賀市では、新型インフルエンザの対策について、平成21年度に暫定版の行動計画を策定し、対応している。
3. 県が国の行動計画を踏まえ8月末をめどに行動計画を策定する予定。それを受け、市の行動計画を早急に策定する。
4. 危機管理体制として、全市を挙げて対策に取り組むが、市の行動計画は、具体的に予防接種業務や高齢者、障害者に対する対応等が必要となったため、保健福祉部予防健診課が中心窓口となる。

【意見】

- ・今回の条例では、実際に実働するイメージができない。行動計画には、具体的に動ける内容が必要。
- ・危機管理の上でも保健福祉部、総務部等が連携するということで期待する。
- ・医療機関との連携も視野に入れてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第49号議案 古賀市子ども・子育て会議条例の制定について

本案は、子ども子育て支援法の制定に伴い、同法77条第1項に基づき、古賀市子ども子育て会議を設置することについて必要な事項を条例で定めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 平成24年8月に成立した子ども子育て支援法の77条第1項で、今後、策定していく計画を審議するための機関を置く努力義務が規定された。
2. 子ども子育て会議は、市長の諮問に応じ、幼稚園、保育園の利用定員の設定なども含めた、子ども子育て支援事業計画に関する策定、変更の場合などに、意見を聴く機関として設置する。
3. 平成26年度に策定する子ども子育て支援事業計画の策定に当たり、平成25年度ニーズ調査を実施し、当事者からの意見等を調査、審議し総合的に判断し計画に反映させていくための審議機関となる。
4. 子ども子育て会議は、子ども、子育て支援に関し、学識経験のある方。子ども、子育て支援に関する事業の従事者、公募による保護者、市長が必要と認める者など、15人以内の委員で組織し、任期は2年、再任も可能とする。
5. 子ども子育て会議の庶務は保健福祉部子育て支援課において処理する。

【意見】

(賛成意見)

- ・子ども政策の中では、今まで諮問機関と言えるようなものがなかった、子育ての当事者も入れた調査審議をする場ができてよかった。現場の声を反映させながらより良い子育て環境の整備を望む。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第55号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い延滞金の特例の割合を改めるため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

改正内容は、附則第3条の延滞金の割合の特例を改正するもので、納期限の翌日からひと月を経過するまでの期間は特例基準割合に1%を加算した割合とし、これを超える期間は特例基準割合に7.3%を加算した割合に改正するものである。特例基準割合は毎年割合が変動する可能性もある。

施行期日は平成26年1月1日からとし、それ以前の期間は従前の例による。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

25年請願3 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度堅持」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

【請願者】

古賀市薬王寺1189-4

古賀市立花見小学校教諭

加瀬 隆久

【紹介議員】

田中英輔

前野さつき

【請願の趣旨】

国の責務でもある教育条件整備のために、以下の点について意見書を政府並びに国会に対して提出してほしい。

1. 「少人数学級を推進すること。当面、小学校3年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり

1. 現在、国内では雇用不安が続いており、相対的貧困率は16%を占め、貧

困と格差が広がっている。日本の子どもの貧困率はOECD35カ国の中で、9番目といわれている。家庭の経済格差が教育格差もたらず事がないように、教育権を保障することがますます重要になっている。このような状況から、教育予算の充実と堅持を求める声を引き続き挙げていかなければならない。

2. 平成23年度「義務標準法」の改正が行われ、小学1年生の35人以下学級が実現し、改正条文の附則には、小学校2年生から中学3年生までの学級編成標準の順次改訂を検討することが明記された。平成24年度は、加配措置で、小学2年生の35人以下学級が実現した。平成29年度からの5年間で中学校3年生までの35人以下学級の方針を出したが、少人数学級の推進は見送られた。

3. 毎年同趣旨の請願を古賀市からだす意義については、教育の機会均等、教育水準の維持、向上のためにも本制度の堅持をお願いしたもの

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。